

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署:子ども未来部子ども育成課
(認定給付係　／内線:3723)

根拠区分	法律・条例	
処分の名称	児童扶養手当の支給の制限(養育者の扶養義務者に対する支給制限)	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)
	根拠規定条項	第 11 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号) 児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)
	基準規定条項	法(第 11 条)・施行令(第 2 条の 4 第 5 項　第 3 条　第 4 条)
	処分基準	養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。
		※裏面に続く
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 31 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成　年　月　日改正	

	基準内容
処分基準等 補足	【根拠法令】児童扶養手当法 第十一条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。